

平成26年第7回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 総会
2・日時 平成26年7月1日(月) 午後15時00分～16時25分
3・場所 有田町庁舎 第4・5会議室

4・付議事項

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について(3件)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件)
その他 転作確認について(1件)
農地中間管理事業について(1件)
有害鳥獣について(1件)

5・出席者

議席番号	出	欠	委員名	議席番号	出	欠	委員名
(14)会長	○		立部 正則	6	○		岩永 久司
(13)副会長	○		前田 裕男	7	○		前田 稔
1	○		島田 満	8	○		福島 晴人
2		○	福田 タエ子	9	○		藤 俊信
3	○		庄山 嘉	10	○		円田 スマ子
4	○		淵ノ上 隆司	11	○		山口 俊彦
5	○		桑原 寛三	12	○		福田 君雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から平成26年第7回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに立部会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

こんにちは。田植えがひとまず終了し、大豆播種も終え、皆様もほっとされていることと思います。県下では、12市町で農業委員会の改選を予定されています。有田町は時期が違いますので、今年度はありません。ところで、政府では農業委員の改選制度廃止案を出されていますが、このまま推移すれば制度の改悪も予想されます。今後どういうふうに進んでいくかは、未だ不透明な状況です。今後も情勢を見守る必要があると思いますので、皆様も新聞等を注意して読んでください。

このあたりで議題に入りたいと思いますので、私の挨拶とさせていただきます。

○事務局

只今の出席委員は14名中13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。それでは有田町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は立部会長をお願いいたします。

○議長

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。(異議なしの声)

それでは本日の署名委員は、1番(島田)・3番(庄山)委員にお願いします。

○議長

議事に入る前に、前回の総会で宿題となっております件について、事務局から説明があるそうです。説明をお願いします。

○事務局

先月2件の宿題がありました。

まず、1件目として、「〇〇氏は、農地を所有していなかった筈なのに、田の所有者として記載してあるがどうしてなのか？」という質問についてです

が、大まかなところですが、平成元年にほぼ 4 反、その後の平成5年に2反、それ以前にも1反ちょっと持ってらっしゃる状況でした。昭和27年の農地法施行の時から、5反要件というのは決まっています。法に沿って、農業委員会でも対応されていたものと推測されます。所有権移転に関しては、それ以降は勝手に変更は出来なかったものと理解しています。

もう1件が、太陽光に関してです。「隣接者との問題も起こる可能性も高くなるので、事務局農地法以外の条件があるのか確認するように。」との件でした。県や他地区事例を調べましたが、郊外に関しては、何ら規制がない状態です。県担当者の話によりますと、仮に日照権の問題が許可後に発生しても、審査会や委員会の許認可に関して責任が訴求することはないとの事です。裁判判例によるそうです。

もし、有田町農業委員会独自で隣接者の同意を得ることを許可条件とした場合、どのような法に拠るものかを具体的に示す必要が出てきます。

○議 長

質問ないようでしたら、議題に入ります。

日程第二 議案第1号 農地法第4の規定による許可申請1番についてを議題といたします。事務局より、説明をお願いします

○事務局

～資料読み上げ～

今回の申請は、申請人さんのお父さんが昭和45年頃既に杉・檜を植林されており、今回指摘を受け、現況に合わせるために農振除外後、申請されております。追認にはなりますが、始末書も提出されており、付近の耕作者の同意も取られており、現況が変わるものではありませんので、許可することに問題はないと思います。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○4番

対象農地は、○○地区となります。現地を見ますと、既に樹木が茂っています。大木は直径50cmはあります。今さら、どうしようもない状態ですし、周辺も山地なので、追認で良いかと思えます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手をもって質問してください。

○議 長

質問がないようでしたら、採決に移ります。農地法第4条の申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の申請1番は許可相当として県知事に意見書を送付致します。
続きまして、議案第 1号 農地法第4条の規定による許可申請2番についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請も追認となります。昭和50年頃に申請人の自宅への進入路及び庭として拡張されております。現況に合わせ分筆し、農振除外後申請されております。始末書の提出もされ、隣接の耕作者の同意もあり、現況が変わるものでもありません。

なお、排水計画も宅地横の水路へと流れるようになっており、許可することに問題はないと思われまます。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○5番

申請農地は〇〇地区にあり、説明のように一部宅地として利用されており、排水関係も問題ないので、追認で良いかと思ひます。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○12蕃

直接の質問ではないのですが、関連としてお聞きしたい。この件でもそうですが、里道の払い下げを受けて宅地に利用するような場合、どのような手続きをしたら良いのですか？

○事務局

里道及び公有水面でその目的で機能しているものは、法定外公共物として国から財産の委譲を受けています。里道の場合では、行き止まりや代替え道路等がある場合、隣接者の同意があれば有田町から財産の譲与を受ける事が出来ます。

但し、払い下げを受ける部分だけは分筆登記が必要です。その申請及び測量費用は土地家屋調査士へ依頼しなければなりません。通常の場合、数十万円かかります。

実際、個人敷地の一部として利用されている場合がありますが、登記上は消滅しません。法務局にある字図に残っています。個人

や行政では法務局の図面は変更出来ません。また、有田町からの払い下げには、利用目的により宅地や原野等での価格が決定します。有田町内で組織する財産管理委員会にて、不服申し立てがあっても返答できるように、厳密に審査し決定されます。

里道が続き行き止まり等ではない場合、基本的に払い下げは出来ません。公道として不特定多数の方が利用する道路を個人へ払い下げは出来ないのです。

しかし、開発行為・圃場整備により階段状となり機能が果たせず、代替え道路等がある場合に限り、払い下げの検討対象となります。

○10蕃

関連した質問ですが、国土調査前にあった里道が、国土調査後になくなっている場所があるが、その場合、どのように判断したら良いのだろうか？

○事務局

2～3年前までは、国土調査が終了している場所で法定外公共物(里道・公有水面)が無くなっている場合は、国土調査が優先するものとされてきました。ところが、質問と同様な相談が役場建設課(管理課)にあり、法務局に確認したところ、旧字図に存在していた法定外公共物に関しては、国土調査でも末梢できないという判断になるそうです。ダブルスタンダードとなり、私達では判断が難しくなりますので、そのような事例があれば法務局へ相談し確定すると思います。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第4条の申請2番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により、農地法第4条の申請2番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請の3番を議題といたします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～資料読み上げ～

本申請地は、申請者のご両親が耕作されておりましたが、高齢となり、農地を維持することが困難となったため、太陽光パネルの設置を計画されています。付近の耕作者からも同意を得られており、排水については自然浸透となっており現在と変わらないため、許可することに問題はないと思われれます。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いします。

○6番

申請地は、〇〇地区です。周囲へ対して特別問題は発生しないと思います。

○議 長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議 長

質問ないでしょうか。ないようでしたら採決に移ります。

農地法第4条の申請3番について 許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により農地法第4条の申請3番は許可相当として、県知事に意見書を送付致します。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請1番についてを議題といたします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～～資料読み上げ～

本申請地は、譲受人への進入路及び駐車場での申請です。譲渡人と譲受人は兄妹関係で、今回申請地を贈与されます。申請地は、平成元年頃に住宅進入路及び駐車場として工事され、現在に至っております。今回、始末書も添付され、現況が変わるものでもありませんので、許可することに問題ないと思います。

○議 長

次に確認委員の説明をお願いいたします。

○4 番

申請地は、〇〇地区です。現場を確認したところ、問題ないと思います。

○議長

説明が終わりました。質問のある方は挙手を持って質問してください。

○議長

質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第5条の可申請1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により 農地法第5条の申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

以上で本日の協議事項は全て終了しましたが、事務局から他に連絡等ありますか。

○事務局

本日お配りしております、転作確認の依頼文の資料をご覧頂きたいと思います。

～～資料により説明～

昨年より、農業委員さんのご協力により、農地パトロールの一環として町内全地区を手分けして回って頂いております。今年度も、農地パトロールの下見の意味合いで回って頂ければと思います。なお、今年度の農地パトロールですが、ゾーニングの作業を現在進めており、今年度は稲刈り後になるかと思っております。また、今後総会の折にご説明したいと思っております。

引き続きですが、「農地中間管理事業」について、ご説明申し上げます。(農林課担当者が説明)

～～資料により説明～

別途、2点の報告を致します。

1点目はサル出没の現状報告です。離れサルは以前から町内で目撃されていましたが、昨年から10匹以上で子ザルを抱いた集団が佐世保市・松浦市・北松地区や有田町内で出没しています。また、伊万里市でも人家への進入がありました。昨年、有田町の下本地区では家屋にガラスを割って浸入し、家人の方が逃げられた例もあります。国道や小学校近くでもあり、町猟友会にお願いして有害鳥獣の指定をし、捕獲対象として頂いています。唯、人家周辺で猟銃による射殺葉、実際むりです。爆竹等での駆除が中心となります。

昨年度は、6月18日から3月27日までに46回を目撃を記録しています。今年度は、5月30日からこれまでに10回目されています。サルは周回する習癖があります。そこで、行動パターンを解析し、対策を講じたいと思っています。

次に、昨年度はトビイロウンカの被害が多く、大きな農業収益の減となりました。今年度は、十分に田回り等を行い、事前の防除等を行わないと、耕作意欲の減退や農地荒廃化へつながらないかと心配になります。農業委員の皆様方におかれましても、注意して事前対策等の指導を宜しくお願い致します。

○議 長

以上で、本日の日程は全部終了しました。
平成二十六年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
次回は八月一日(金)の予定です。

総会 16時25分 終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名

署 名 1 番

署 名 3 番

書 記 木寺 正文